

出雲市多様なサービス促進交付金 (令和7年度～令和8年度) の手引き

出雲市医療介護連携課

令和7年7月

1. 交付金の趣旨

○出雲市においては、要支援以下の軽度の高齢者の多くが、訪問介護、通所介護を利用しており、現場ではこれらのサービスに関する不足感が大きく、高齢化の進展によって更なる需要増が見込まれます。

○さらに、身体介護が必要な障がい者が高齢化しても、住み慣れた地域で必要な介護サービスを受けながら暮らすには、障がい福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行を図り、限られた訪問介護、通所介護資源を効率的かつ効果的に活用していくことが必要です。

○よって、軽度の高齢者については、訪問介護・通所介護従前相当のサービスから多様なサービスへの移行を推進し、サービス利用の適正化を図るとともに、多様なサービスの提供基盤の急速な拡大、サービス体制の強化、充実及び発展を図るため、多様なサービスの提供事業者の取組を評価し、その評価に基づく交付金を交付することにより、高齢になっても誰もが安心して介護が受けられる環境整備を推進します。

介護予防・生活支援サービス事業の類型（典型的な例）

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」（平成27年6月5日付厚生労働省老健局長通知 別紙）より

訪問型サービス		多様なサービス				
基準	訪問介護従前相当	②訪問型サービスA (認知症高齢者グループホーム)	③訪問型サービスB (住居主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)	
サービス種別	①訪問介護	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援	
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援	
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある状態・行動を伴う者 ・認知症で状態が不安定な者、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	住民主体の自主活動として行う生活援助等	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で実施	移送前後の生活支援	
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託	訪問型サービスBに準じる	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準		
サービス提供者(※)	訪問介護員（訪問介護事業者）	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）		

通所型サービス		多様なサービス				地域セルフケア
基準	通所介護従前相当	②通所型サービスA (認知症高齢者グループホーム)	③通所型サービスB (住居主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤通所型サービスD (移動支援)	
サービス種別	①通所介護	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体験、運動等の活動など、自主的な活動の場	生活機能を改善するための運動等の機能向上や栄養改善等のプログラム	移送前後の生活支援	
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体験、運動等の活動など、自主的な活動の場	生活機能を改善するための運動等の機能向上や栄養改善等のプログラム	移送前後の生活支援	
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	住民主体の自主活動として行う生活援助等	・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施	移送前後の生活支援	
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託	訪問型サービスBに準じる	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準		
サービス提供者(※)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）		

・通いの場
・ふれあいサロン
・地域での各種活動
・セルフケア

2. 交付金の実施期間

○本交付金は、下記の年度に限定し、実施します。

- ・令和 7 年度
- ・令和 8 年度

3. 交付対象者

(1)訪問型サービス事業者

- ・訪問型サービス A 指定事業者
- ・訪問型サービス B 登録事業者
- ・訪問型サービス D 登録事業者

(2)通所型サービス事業者

- ・通所型サービス A 指定事業者（※委託事業者は除く）

(3)留意事項

- ・本交付金は、出雲市の指定・登録を受けている上記事業者が対象となります。

指定・登録前に、本交付金の申請はできません。

- ・多様なサービス及びその指定・登録については、下記の出雲市ホームページをご確認ください。

＊出雲市ホームページ

事業者の方⇒保健衛生・福祉

⇒介護・介護予防⇒介護予防(総合事業・介護予防支援)

⇒「総合事業における多様なサービス(サービス A、B、C、D)に係る
事業者及びケアマネ向けの情報」

※上記ページから、サービス A の指定に係る申請書類が掲載されている
ページに遷移することができます。

- ＊訪問型サービス A・通所型サービス A の指定については、**事業開始予定日の1か月前までに指定申請**を行う必要があります。審査に時間を要する場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

4. 交付金の区分・交付単価等

○交付申請する年度の 12月31日時点において、交付対象者が提供するサービスを 継続して利用する実利用者数に応じて交付します。(下記(注1)参照)

※12月31日以前に利用が終了している場合は実利用者数に算入できません。

○交付金の区分と交付単価は、サービス毎に下表のとおりです。

区 分				交付額(円/人)	備考
訪問型サービス事業者	訪問型サービス A	基準額	当該年度からの実利用者	10,000	
			前年度以前からの実利用者	30,000	
		加算	訪問型サービス A の事業者として指定を受け、最初の利用者にサービスを提供した場合に加算	200,000	(注 2)
	訪問型サービス B	基準額	当該年度からの実利用者	5,000	
			前年度以前からの実利用者	15,000	
		加算	訪問型サービス B の事業者として登録を受け、最初の利用者にサービスを提供した場合に加算	100,000	(注 2)
	訪問型サービス D	基準額	当該年度からの実利用者	5,000	
			前年度以前からの実利用者	15,000	
		加算	訪問型サービス D の事業者として登録を受け、最初の利用者にサービスを提供した場合に加算	100,000	(注 2)
通所型サービス事業者	通所型サービス A	基準額	当該年度からの実利用者	5,000	
			前年度以前からの実利用者	15,000	
		加算	通所型サービス A の事業者として指定を受け、最初の利用者にサービスを提供した場合に加算	200,000	(注 2)

(注 1) 当該年度の 12月31日時点の介護予防サービス計画書又は介護予防ケアマネジメントに基づいて実施される各区分のサービスの実利用者のみ算入することができる。

(注 2) 令和 6 年 4 月 1 日以降に各区分のサービスの指定又は登録を受けた事業者において、通算して1回に限り加算することができる。

なお、最初の利用者が当該年度の 12 月 31 日までに利用を終了した場合は、任意の利用者に加算することとする。

○交付金額の例

- ・訪問型サービスA事業者が、令和 7 年度は、下記サービス提供状況であった場合

- ＊指定年月日:令和7年7月1日、(交付金決定通知日:令和 7 年 8 月 1 日)

- ＊[加算]最初の利用者へのサービス提供:

有り。ただし、最初の利用者が、令和 7 年 11 月末で利用終了したため、当該利用者は加算及び基準額には算定せず、12 月 31 日時点で利用している他の1名に加算する。

- ＊[基準額]令和 7 年12月31日時点の利用者数:5人(加算の 1 人含む)

⇒交付額加算 200,000 円+基準額(5 人×10,000 円)=250,000 円

- ・上記事例の事業者が、8 年度は下記のようなサービス提供状況であった場合

- ＊[加算]前年度(7 年度)に加算済みのため、対象外

- ＊[基準額]令和8年12月31日時点の利用者数:

- ⑦令和8年度からの利用者:6人

- ①令和7年度以前からの利用者:5人

⇒交付額基準額(⑦6人×10,000 円)+(①5人×30,000 円)=210,000 円

- ・通所型サービスA事業者が、令和 7 年度は、下記サービス提供状況であった場合

- ＊指定年月日:令和 5 年 4 月1日、(交付金決定通知日:令和 7 年 8 月 1 日)

- ＊[加算] 令和 6 年 4 月 1 日より前の指定のため、対象外

- ＊[基準額]令和 7 年12月31日時点の利用者数:

- ⑦令和 7 年度からの利用者:5人

- ①令和 6 年度以前からの利用者:10 人

⇒交付額基準額(⑦5 人×5,000 円)+(①10 人×15,000 円)=175,000 円

5. 交付金の手続き

(1) 交付申請＜交付対象者→出雲市＞

○交付金の交付を受けようとする対象者は、下記を提出してください。

①『多様なサービス促進交付金交付申請書(様式第1号)』

※様式第1号(別紙)の該当するサービス事業の項目に、内容を記載してください。

②『交付申請書別添 連絡担当者・交付申請事業の情報』

③『債権者登録申請書』及び口座情報が確認できる通帳の写し（※未登録の場合）

※債権者登録申請書には、必ず、預金通帳等の写し(金融機関、支店、口座番号、口座名義のカナ表記の確認できるページ)を添付してください。

※①の申請者と、債権者登録の法人名(団体名)及び代表者の職名・氏名は、必ず一致させてください。不一致の場合、交付金のお振込みができません。

※個人口座にはお振込みできませんので、法人(団体)口座を登録してください。

※既に出雲市で債権者登録済みの場合は提出不要です。

○申請期限

原則として、交付申請する年度の11月30日までとします。

○留意事項

- ・同一対象者(申請者)が、複数のサービス事業(区分)により申請したい場合は、一つの申請書により複数のサービス事業(区分)の内容を申請することができます。
- ・交付金額の根拠となる書類等(実績報告時の添付書類等)は5年間保存しておいてください。

(2) 交付決定＜出雲市→交付対象者(交付金の決定を受けたもの)＞

○出雲市で、交付申請の内容を審査し、交付決定を行い、『多様なサービス促進交付金交付決定通知書(様式第2号)』により通知します。

(3) サービス提供＜交付対象者(交付金の決定を受けたもの)＞

○ケアプランに基づき、サービスを提供してください。

(4)実績報告<交付対象者(交付金の決定をうけたもの)→出雲市>

○交付対象者(交付金の決定をうけたもの)は、下記を提出してください。

①『多様なサービス促進交付金実績報告書(様式第4号)』

② 12月31日時点の実利用者名簿(様式は任意です)

③ ②の名簿に記載された実利用者のケアプラン

※前年度以前からの実利用者は、前年度のケアプランも添付する。

○報告期限

交付金の決定を受けた年度の 1月31日 (※厳守)

○留意事項

・報告期限までに実績報告がない場合は、本交付金を交付できませんので、ご注意ください。

(5)交付金額の確定<出雲市→交付対象者(交付金の決定をうけたもの)>

○出雲市で実績報告の内容を審査し、交付金額を確定し、『多様なサービス促進交付金交付額確定通知書(様式第5号)』により通知します。

(6)請求書の提出<交付対象者(交付金の決定をうけたもの)→出雲市>

○(5)の交付金額の確定後、すみやかに、下記を提出してください。

『多様なサービス促進交付金請求書(様式第6号)』

(7)交付金の振込<出雲市→交付対象者(交付金の決定をうけたもの)>

○(6)び請求書の受理から30日以内に、指定の口座(※)に振り込みます。

※(1)で債権者登録を行った口座です。

6. 交付金額の変更について

○『多様なサービス促進交付金交付決定通知書(様式第2号)』により通知した交付金額から変更が生じる場合は、必ず、12月15日までに、『多様なサービス促進交付金変更承認申請書(様式第3号)』による変更承認申請の手続きを行ってください。

○ただし、実利用者数の3人以内の減少に伴う減額の変更の場合は、軽微な変更として、変更承認申請の手続きを不要とします。

7. その他

○出雲市多様なサービス促進交付金交付要綱及び各種様式について

・出雲市公式ホームページに掲載しています。

この手引きや各種様式をダウンロードすることができます。

≪掲載ページ≫

ホーム ▶ 事業者の方 ▶ 保健衛生・福祉 ▶ 介護・介護予防 ▶

介護予防(総合事業・介護予防支援) ▶ 出雲市多様なサービス促進交付金のご案内

≪URL≫

<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1750900038718/index.html>

≪掲載ページの二次元コード≫



○本交付金の手続きにあたっては、本手引きのほか、上記ホームページや交付要綱を必ずご確認ください。

8. お問い合わせ・申請先

出雲市 医療介護連携課 介護予防係

〒693-8530 出雲市今市町70番地

TEL:0853-21-6106、FAX:0853-21-6749

メール：iryu@city.izumo.shimane.jp

※メールの場合は、件名に『多様なサービス促進交付金』の文言を入れてください。